

# 半田市指名競争入札参加資格審査事務取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る指名競争入札に参加する者の資格審査事務の取扱いについて必要な事項を定める。

## (審査)

第2条 資格審査は、半田市財務規則(昭和46年規則第11号)第154条第1項又は第169条第1項の規定による告示に基づいて提出された指名競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)により行うものとする。

2 指名競争入札に参加する者の資格審査は、総務課が行い、総務課長が決定する。

## (審査期間)

第3条 資格審査は、申請書の提出期限後60日以内に行わなければならない。

2 総務課長は、資格審査の結果を市長に報告しなければならない。

## (格付)

第4条 建設工事業者の等級の格付は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29に規定する工種毎の総合評定値に基づき、別表に定める格付基準により行うものとする。

## (委任)

第5条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて市長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前において行われた半田市指名競争入札資格審査事務取扱規程に基づく資格格付は、当該資格格付の有効期間の満了する日までの間は、この要綱により資格格付されたものとみなす。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

格付基準

等級	総合数値
A	1,000 以上
B	800 以上～1,000 未満
C	650 以上～ 800 未満
D	650 未満